

8月から

後期高齢者医療制度の 被保険者証が新しくなります

現在の被保険者証は、7月31日(日)までの有効期限となっています。

8月1日(月)から使用できる被保険者証(桃色)の有効期限は、平成29年7月31日(月)までの1年間となっております。7月下旬に郵送します。ただし、保険料の滞納がある場合は、通常より短い有効期限の被保険者証を窓口でお受け取りいただくことがあります。

被保険者証の自己負担割合を ご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。
毎年、前年中の所得をもとに、8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。
自己負担割合は、通常1割ですが、同じ世帯の被保険者のいずれかの人の市町村民税の課税所得が145万円以上である場合には、3割となります。

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の1または2に該当する場合は、住民課窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

1. 同じ世帯の被保険者が2人以上の場合

同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

2. 同じ世帯の被保険者が本人のみの場合

- (次の①または②に該当)
- ①本人の収入が383万円未満
- ②本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

限度額適用・標準負担額減額 認定証が8月に更新となります

現在、使用中の限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証と言います)の有効期限は、平成28年7月31日(日)となっています。減額認定証をすでにお持ちの方で、平成28年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日(月)からの新しい減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

世帯全員が市町村民税非課税である方が入院または高額な外来診療を受ける際に減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担は限度額までとなり、入院時の食費・居住費の負担も減額されます。

なお、新たに減額認定証の交付を希望する場合は、住民課窓口での申請手続きが必要です。

【申請に必要なもの】

被保険者証・印鑑・その他
非課税証明書など収入額を証明するもの
や入院期間を確認できるものが必要になる
場合があります。

問い合わせ 住民課 国保医療係 ☎934-2241 福岡県後期高齢者医療広域連合 ☎651-3111

身体障害者巡回相談の お知らせ

身体障害者の方で、補装具を必要とされる方を対象に、補装具の交付・修理などの相談受付や要否判定、処方を行います。

今年度より、事前の予約申し込みが必要となり、予約がない場合、原則として受付出来ませんのでご注意ください。

※電動車いす・座位保持装置・重度障害者用意志伝達装置については、相談のみとし、要否判定はできません。身体障害者手帳の診断書作成は行いません。

●巡回相談日

8月24日(水)

※受付時間は予約者数により変わります。

※交付・修理の決定を受けられた方は、

9月27日(火)適合判定(久山町)
11月8日(火)完成品検査(久山町)を受けていただきます。

●会場 シーメイト(志免町)

●必要なもの

- ①前回交付(修理)を受けた補装具
- ②印鑑
- ③身体障害者手帳

●必ず本人がご来場ください。

●予約申込締切

8月1日(月)

申込・問い合わせ 福祉課 福祉係 ☎934-2278

平成28年度 介護保険料額決定通知書を送付します

65歳以上の方の平成28年度介護保険料(平成28年4月～平成29年3月分)を、平成28年度の市町村民税などをもとに計算を行い、決定通知書を7月下旬ごろに郵送します。

年金から介護保険料が天引きされている方は、今回決定した年間保険料額から既に天引きされた分を差し引いた額が、10月以降に天引きされます。

納付書、口座振替などで納めている方は、8月から来年3月まで納めます。

なお、年間18万円以上の老齢(退職)、障害、遺族年金を受給している方は年金天引きとなりますが、65歳になった方、広域連合外の市町村から転入した方は、半年～1年後に年金天引きが開始となります。

保険料を特別な事情がなく滞納されると、介護サービス利用時の給付が制限されます。介護保険は皆さまからの保険料で成り立つ制度ですのでご理解とご協力をお願いします。

所得段階別の保険料の計算方法と年間保険料額について

所得段階	対象者	計算方法	年間保険料額	
1	生活保護受給者	基準額×0.45	29,941円	
	世帯非課税	老齢福祉年金受給者、公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.75	49,901円
2	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	基準額×0.9	59,882円	
3	本人非課税	基準額	66,535円	
4	世帯課税 本人課税	公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	基準額×1.2	79,842円
5		公的年金等収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	基準額×1.3	86,496円
6		合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.4	93,149円
7		合計所得金額が120万円以上150万円未満の方	基準額×1.5	99,803円
8		合計所得金額が150万円以上190万円未満の方	基準額×1.6	106,456円
9		合計所得金額が190万円以上240万円未満の方	基準額×1.7	113,110円
10		合計所得金額が240万円以上290万円未満の方	基準額×1.8	119,763円
11		合計所得金額が290万円以上320万円未満の方	基準額×1.9	126,417円
12		合計所得金額が320万円以上350万円未満の方	基準額×2.0	133,070円
13		合計所得金額が350万円以上380万円未満の方	基準額×2.1	139,724円
14		合計所得金額が380万円以上410万円未満の方	基準額×2.2	146,377円
15		合計所得金額が410万円以上440万円未満の方		
16		合計所得金額が440万円以上の方		

問い合わせ 福祉課 高齢者支援係 ☎934-2243 福岡県介護保険広域連合 ☎643-7055